

○研究費等不正使用調査にかかる配分機関への報告等に関する
取扱いについて

1. 本取扱いにおいて、「学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」第22条に定める本調査（以下「調査」という。）にかかる研究費等の配分機関（以下「配分機関」という。）への報告及び調査への協力等に関して、必要な事項を定める。

2. 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

3. 本学は、教職員の研究費等不正使用に関する告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関へ提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

4. 本学は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

5. 本学は、配分機関の求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

附 則

この取扱いは、平成27年3月25日から適用する。